２０２６年5月２８日

監事監査報告書

学校法人大阪星光学院
　理事会御中
　評議員会御中

学校法人大阪星光学院

監事　前田崇史

監事　大手洋司

私たちは旧私立学校法第３７条３項及び学校法人大阪星光学院旧寄付行為第１５条の規程に基づき本学院２０２５年度（２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり理事会及び評議員会に出席し、それぞれの会議に於いて意見・決裁状況等を聴取し、またそれらについての書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪星光学院の業務及び財産の状況は適切であり、財産を表示する計算書類は学校法人会計基準（文部科学省第１８号）に準拠し、本会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また理事の業務執行状況に関する不正の行為又法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。